

利用料金制度導入に向けた考え方

1. 利用料金制度の目的

- ・ 指定管理者のインセンティブを高め自主的な経営努力を促す
- ・ 自主的な経営努力により利用者数の増加及び施設の管理運営経費の削減を図る
- ・ 指定管理者の独自財源を確保し民間事業者である公社の柔軟な発想や施設管理のノウハウの活用によりサービスの質の向上を図る

2. 対象施設

①利用料金制の導入の検討

指定管理者としている 42 施設を以下の施設に区分して検討

- ・ 文化会館
- ・ 産業会館
- ・ 観光センター
- ・ 斎場
- ・ 地域福祉センター
- ・ 有料公園及び有料公園施設（巨椋ふれあい運動ひろば含む）
- ・ 自転車等駐車場
- ・ 自動車駐車場
- ・ コミュニティセンター
- ・ 市営茶室
- ・ 天ヶ瀬墓地公園
- ・ 総合福祉会館
- ・ デイホーム
- ・ 総合野外活動センター

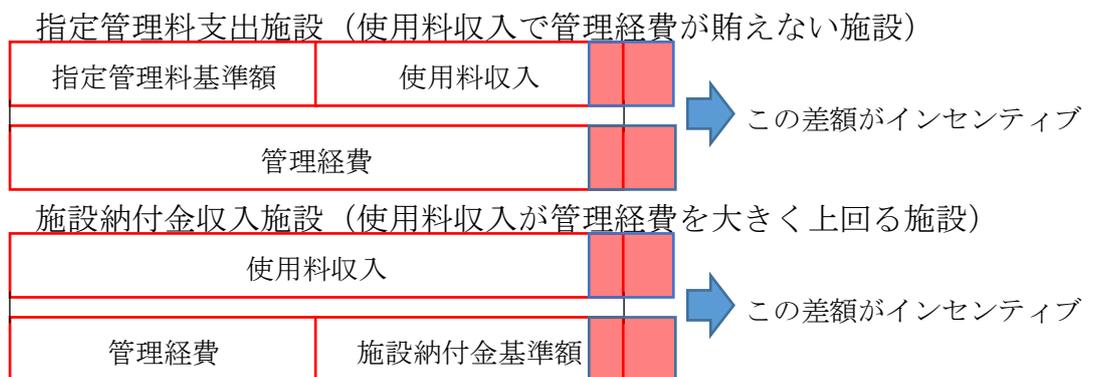
3. 利用料金制のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料の削減 ・ 使用料に関する事務等の軽減 ・ サービスの質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金が設定より少なかった場合の指定管理の継続性
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保 ・ ノウハウを活かした自主事業の実施 ・ インセンティブによる職員等の人件費の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金が設定より少なかった場合に赤字補填がない

3. 今後の予定（利用料金制導入に向けた実施事項）

○ 指定管理料の基準価格の設定

原則的として、使用料収入で管理経費が賄えない施設については「指定管理料」を市が支払い、使用料収入が管理経費を大きく上回る施設については「施設納付金」を市に収めることとする。指定管理者に管理運営を委ねるに当たり、市として当該公の施設の管理運営に必要とする費用を算定し「指定管理料基準額」又は「施設納付金基準額」を設定する。市単独で決定し、それをベースにした事業者からの提案を受けて、基準額を決定する流れとなるが、今回は利用料金総額や管理運営に係る総額等、すべてにおいて、各公社と協議・合意し決定する必要があると考えている。



※ 管理運営総額や使用料収入の算出方法をどうするか

（過去5年の平均等）

リスク分担の精査

（修繕や使用料の減免、光熱費の値上がりなどの当初想定外の事項など）

○施設設置条例の改正

- ・利用料金について、市長の承認を受けて指定管理者が定めること
- ・利用料金承認の手続き
- ・利用料金の減免、還付
- ・使用料の上限額の設定 等

○その他

- ・債務負担行為の設定
- ・補助金の整理 等